

令和8年度群馬県低所得者世帯等への物価高騰支援事業（困窮窓口強化）  
企画提案募集要項

1 事業概要

(1) 委託業務名

令和8年度群馬県低所得者世帯等への物価高騰支援事業（困窮窓口強化）

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(3) 契約上限額

86,510,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※免税事業者については、78,645,455円を上限とします。

(4) 実施方法

公募型プロポーザル方式による業務委託候補者選定により行います。

企画提案を募り、審査のうえ1団体を決定し、委託事業として実施します。

なお、プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加団体の負担になります。

(5) 企画提案の内容

別紙仕様書のとおりとします。

2 応募資格

事業を適切に実施できるもので、次のすべての項目に該当する法人その他の団体（個人での応募はできません。以下「団体」という。）で、次に掲げる条件のすべてを満たすものとします。

(1) 団体又はその代表者が、次の事項（欠格事項）に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者（法人でない団体の代表者）
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑤ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者又は団体

(2) 関東地方または群馬県の隣接に本店・本拠、支社及び営業所等を有する団体であって、次の事項に該当すること。

- ① 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- ② 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ③ 実施する上で必要となる協議等の措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。
- ④ 過去に同種の事業を実施又は受託した実績を有すること。

(3) 自己又は自社の役員等及び被雇用者が、次の項目のいずれにも該当する者でないこと。

- ① 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
- ② 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

### 3 応募方法・応募期限

#### (1) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、すべてA4サイズに統一してください。

- ① 参加申込書（別添様式第1号）
- ※「①参加申込書」のみ令和8年7月8日（水）午後5時15分〆切
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 実施体制（別添様式第2号）
- ④ 業務工程表（任意様式）
- ⑤ 見積書（任意様式）
- ⑥ 団体又は代表者に応募資格がある旨の申告書（別添様式第3号）
- ⑦ 誓約書（別添様式第4号）
- ⑧ 課税事業者届出書（別添様式第5号）又は免税事業者届出書（別添様式第6号）
- ⑨ 添付資料
  - (ア) 定款又は寄附行為、規約又はこれらに類する書類
  - (イ) 法人にあつては登記事項証明書、法人でない団体にあつては代表者の身分証明書の写し
  - (ウ) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書又はこれらに類する書類
  - (エ) 団体パンフレット等（既成のものがある場合のみ可とします）

#### 【②企画提案書の補足事項】

- ・実績報告書に記載できる項目（配送回数、配送先、配送個数、配送日等）については、提案時に具体的に明記すること。
- ・再委託を予定しているものは、提案書に記載すること。なお、提案書に記載することで承認を行うものでなく、契約時に別途県の承認が必要であることを留意すること。

#### 【③業務工程表の補足事項】

- ・契約締結後から業務完了までの主な工程及び実施時期が分かるものとする。準備期間、食料調達、管理・梱包、自立相談支援機関からの受付、発送、実績報告、精算等の工程を記載すること。

#### 【⑤見積書の補足事項】

- ・見積書には、保管料、入庫料、出庫料、食料調達手数料、食料運搬費、食料品費（購入にかかるもの）、運賃、資材費、梱包料、事務手数料等を記載すること。
- ・業務管理費は、食料品費用及び発送費用を除いた課税対象経費の10%を上限とする。

#### (2) 提出方法

##### ① 提出場所

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号（群馬県庁15階北フロア）

群馬県健康福祉部福祉局地域福祉課保護係

##### ② 提出方法

上記提出場所に持参するか、書留郵便により提出してください。

電子メールやFAXによる提出は無効とします。

※①参加申込書（別添様式第1号）のみメール提出可

参加申込書をEメールにより提出する場合は、送信後に必ず下記問い合わせ先へ電話連絡し、受信確認をしてください。

Eメールアドレス：hogo@pref.gunma.lg.jp

③ 提出部数

正本1部、副本4部の計5部を提出してください。

(3) 著作権の帰属等

- ① 提出された申請書類の著作権は申請者に帰属します。
- ② 県は、選定結果の公表などに際し、必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用することができることとします。
- ③ 提出された書類は、群馬県情報公開条例により非開示とする部分を除き、開示することができることとします。

(4) その他

- ① 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、申請書類の修正・再提出や申請の撤回は一切できないこととします。
- ② 提案は、1応募者につき1提案までとし、複数提案することは禁止します。
- ③ 共同企業体での参加は不可とします。

4 企画提案応募受付期間等

(1) 提出場所に持参する場合

令和8年7月15日(水)までの執務時間内(午前8時30分から午後5時15分)とします。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 郵送による場合(※書留郵便によること)

令和8年7月15日(水)午後5時15分必着とします。

※参加申込書のみ、令和8年7月8日(水)午後5時15分必着のため注意すること。

5 審査

(1) 審査方法

県において、規格提案書の内容を審査します。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは行いません。ただし、審査するうえで必要が生じた場合にヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 優先交渉者の選定方法

審査結果に基づき優先交渉者を選定し、速やかにメールにて全応募者に結果を通知するとともに、県ホームページ上で公表します。

(3) 選定基準

提案事業については、別紙の選定基準に基づき審査します。

(4) 選考結果

選考結果は、書面で通知するとともに、群馬県ホームページで公表します。選考結果の問い合わせについては、一切対応しません。

6 質問の受付

(1) 質問の受付

応募に関する質問を次により受け付けます。

①受付期間：令和8年7月8日(水)午後5時15分まで

②受付方法：質問票(別添様式第7号)に必須事項を記入の上、Eメールにより提出してく

ださい。なお、送信後に必ず下記問い合わせ先へ電話連絡し、受信確認をしたもののみ有効とします。電話、ファックス、来訪、口頭などによる質問等は一切受け付けません。

Eメールアドレス：hogo@pref.gunma.lg.jp

件名：【質問票】令和8年度群馬県低所得者世帯等への物価高騰支援事業（困窮窓口強化）

③回答方法：質問に対する回答は、原則受信確認をした翌週の水曜日までに県ホームページへの掲載により回答する。※質問事業者名は公開しない。

## 7 契約

- (1) 優先交渉者の企画提案内容がそのまま契約内容となるのではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、県との交渉で決定します。
- (2) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- (3) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。
- (4) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。

## 8 その他

- (1) 提出書類は、必要に応じて複写します。使用は県庁内及び選考審査会での検討に限ります。
- (2) 提出書類は、情報公開の請求により群馬県情報公開条例に基づいて開示することがあります。
- (3) 提出書類の作成等、本企画提案に生じた経費は、すべて提案者の負担とします。

## 9 問い合わせ先

群馬県健康福祉部福祉局 地域福祉課 保護係  
〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-226-2521  
E-mail hogo@pref.gunma.lg.jp